

監査公表第17号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成31年3月14日

新城市監査委員 近藤 隆
新城市監査委員 滝川 健司

第1 監査種別

財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

第2 監査対象

指定管理施設 新城市もっくる新城
指定管理者 株式会社名鉄レストラン
所管部課 産業振興部観光課

第3 監査に当たった監査委員

近藤 隆、滝川健司

第4 監査の期間

平成30年8月23日～平成31年3月1日
（現地監査日 平成30年9月20日）

第5 監査の方法

新城市もっくる新城の指定管理等に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、諸帳簿等について調査・確認を行った。また、施設の現地査察を行い、関係法令及び協定書等に沿って適正な施設管理及び事務処理が行われているかどうかの主眼をおいて監査を実施した。

所管課に対しては、指定管理等に係る事務の執行状況、指定管理者の選定経過及び協定書の内容、指導監督の状況等の確認を主眼に監査を実施した。

第6 監査の結果等

1 監査対象の概要

新城市もっくる新城は、道路を利用する人に快適な休憩の場を提供するとともに、道路情報、観光情報等を提供し、併せて地域産業の振興を図るため、新城市八束穂地内に設置された施設で、市内で3か所目の道の駅として平成27年3月21日にオープンした。観光をはじめ地域の活性化を図る奥三河観光ハブステーションとして、地域の魅力を発信し、人の集う施設として期待されている。

株式会社名鉄レストランは、指定管理者制度による公共施設の管理及び運営、

ドライブイン及び駐車場の経営、飲食店・売店等の受託運営・企画・管理及びそのコンサルタント業等の事業を営むことを目的とする名古屋市に本店を置く法人で、平成24年度には新城市道の駅開発運営計画策定及び基本設計業務の受託事業者として計画段階から関わりを有していた。もつくる新城の現地監査日現在の従業者数は50名（臨時職員を含む。）であった。

なお、平成29年度から産業振興部観光課が施設を所管しており、同課が直接管理する情報提供施設は本監査から除外することとした。

2 監査対象事業について

新城市もつくる新城の指定管理事業

指定方法 任意

指定期間 平成27年3月21日から平成37年3月31日まで

指定管理料（平成29年度及び平成30年度にあつては7月31日まで）

平成29年度 0円

平成30年度 0円

利用料金制 なし

3 監査の結果

指定管理事業については、関係法令及び協定書等に沿って概ね適正に処理されていると認められたが、引き続き当該施設の指定管理の実施状況の把握に努め、適切な指導監督に当たられるよう望むものである。

なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程において触れたところであるが、以下の項目を意見として発表する。

監査結果に対する団体への指導や是正措置等の状況については、この報告の受領日から概ね3か月を目途に通知されたい。

【株式会社名鉄レストラン】

指摘事項

- 1 事業収支一覧の計画金額と実績金額に差異の大きな項目が見受けられた。適正な事業収支計画に努めるとともに、後年度の事業費算定に反映できる仕組みを整えられたい。
- 2 施設等の修繕、改装等をする際は、市に対し事前に報告又は承認を受けるようされたい。

意見

- 1 市に対し毎月提出する業務報告書の「利用者等からの苦情・要望の内容及び対応状況」、「利用促進に関する状況（広報の状況）」欄が活かされていなかった。課題・苦情等を把握し、業務改善、サービス向上を図るため有効活用されたい。
- 2 施設備品等の管理にあつては、異動状況を反映した最新の物品一覧を

両者に備え付けるとともに、管理方法を統一し、適切な管理に当たられたい。

【産業振興部観光課】

指摘事項

- 1 基本協定書及び年度協定書で、指定管理者は施設の管理運営業務に付随する事業により営業利益が生じた場合は、その当期営業利益の20パーセントを維持管理費負担金として市に支払うこととしているが、請求、納入事務に遅延する事例が見受けられたので、年度協定書に事務日程を明示する等の見直しをされたい。
- 2 指定管理者が行う施設等の修繕、改装等の際には、事前に報告又は承認を受けるよう指導するとともに、常日頃から施設の状況確認に努められたい。
- 3 施設敷地には観光課所管のもののほか、他部署所管の駐車場も含まれているので、敷地管理を明確にされたい。
- 4 南側第2駐車場の一部を従業員駐車場として利用していたので、その利用について書面上で整えるようにされたい。

意見

- 1 指定管理者から毎月提出のある業務報告書の「利用者等からの苦情・要望の内容及び対応状況」、「利用促進に関する状況（広報の状況）」欄が活かされていなかった。課題・苦情等を把握し、業務改善、サービス向上を図るため有効活用されたい。
- 2 施設備品等の管理にあっては、異動状況を反映した最新の物品一覧を両者に備え付けるとともに、管理方法を統一し、適切な管理に当たられたい。
- 3 施設の適正かつ円滑な運営を図るため運営協議会を設置し、市長宛てに意見書を提出していた。今後は、運営協議会で協議された事案に対するフォローも行い、業務改善、サービス向上を図れるよう努められたい。